

【全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である】

八潮市みんなでいじめをなくすための条例 ～いじめゼロ条例～

平成27年9月18日施行

いじめは、どんな理由があっても「絶対に許すことのできない卑劣な行為」です。市全体で、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に取り組み、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現していきましょう。

『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』とは…

この条例は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、市民の方などで構成された「八潮市子どもいじめ防止条例策定提言会議」やパブリックコメントでの意見を取り入れ策定しました。

八潮市では、これまで「八潮市子ども憲章」を定め、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、いじめの防止に取り組んできました。いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識に立ち、「いじめを起こさない子どもを育てること」が大切です。

そこで、本市では、八潮市民みんなでいじめの防止等に取り組み、『いじめゼロ』を目指す条例を制定しました。

いじめを



「うまない、見のがさない、ゆるさない」

（条例前文 八潮市いじめ撲滅3原則より）

八潮市教育委員会 小中一貫教育指導課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
TEL 048-996-4374 FAX 048-998-0828



みんなの力でい

いじめゼロ条例の特徴

○子どもを第一に

「前文」には、「すべての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。」と規定しています。また、「いじめをなくすために、いじめを行わない子どもを育てること、そして、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現する」という子どもへの思いを示しています。

○インターネットを通じて行われるいじめへの対策

本市の子どもは、携帯電話やスマートフォンの保有率が高く、ルールを決めていない家庭が多いという現状を踏まえて、「ネットいじめ対策」について規定しています。

○小中一貫教育におけるいじめへの対策

本市の特徴である「小中一貫教育」の取り組みやその特徴を生かし、いじめ防止対策に努めることを規定しています。

各学校の取組の例

- いじめゼロ基本方針の周知
- いじめに関するアンケートの実施
- 「いじめゼロ宣言」や「いじめゼロ集会」の実施
- 市内統一のいじめ撲滅授業の指導案作成
- 市内全小・中学校でいじめ撲滅に向けた授業の実施
- 携帯・スマートフォンの使い方講演会
- 生徒自身によるネット利用ルール作り活動の実施

いじめとは…？



仲間はずれや無視をする



からかったり、いやなことを言ったりする



たたいたり、わざとぶつかったりする



けったり、なぐったりする



ものやお金をかくしたり、ぬすんだりする



相手にとっていやなことや恥ずかしいことをする

ネットによるいじめ



メールなどで悪口を書く

仲間はずれやメールのグループからはずす

画像の投稿やうそなどの情報を流す

いじめをゼロへ!!



それぞれの役割

子ども



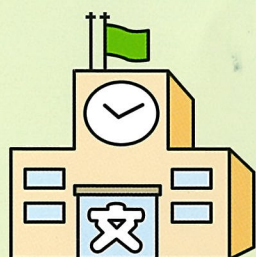
- いじめについて互いに考え、学び合い、正しく理解しましょう。
 - 互いに思いやり、支え合い、いじめのない明るい学校生活を送りましょう。
 - いじめと思ったら、いじめられている子の気持ちになって行動しましょう。
 - いじめと思ったら、一人で悩まずに誰かに相談しましょう。
- ☆八潮市立中学校生徒会では、「いじめ撲滅運動」を実施しています。

市



- いじめの防止等に関する対策に総合的に取り組みます。
 - 学校、保護者、市民、事業者など関係機関と連携を図り、いじめの防止等に取り組みます。
 - いじめゼロ強化月間を設定し、『いじめゼロ』を目指します。
- ☆条例全文については八潮市ホームページに掲載しています。

学 校



- 「いじめ」について正しく理解させ、いじめをなくすために、相手を思いやり、互いに認め合える豊かな心の育成に努めます。
- いじめについて、考えや意見が言える場や相談できる場をつくります。
- 子どもの様子や学校の教育活動を家庭や地域に発信したり、学校・家庭・地域や関係機関との連携を図ったりして、いじめの防止に努めます。
- 「学校いじめ防止基本方針」（各学校のホームページに掲載）を作成するとともに、校内のいじめ対策に関する組織を設置します。

保護者



- 子どもとのコミュニケーションを積極的に図り、子どもにとって「心の居場所」となる家庭を築きましょう。
- いじめを正しく理解し、いじめをしてはいけないことや許してはいけないことを繰り返し教えましょう。
- 子どもが、いじめられていると思われるときは、速やかに市や学校などの関係機関に相談をしましょう。
- いじめの防止活動に進んで参加しましょう。

市民及び事業者



- いじめと思われる様子を見かけたら、市や学校、関係機関に連絡しましょう。
- いじめの防止活動に進んで参加しましょう。
- あいさつなど地域の子どもたちに、声をかけましょう。

いじめゼロでみんな『えがお』

いじめ問題に対処する第三者機関の設置

- ① 八潮市いじめ対策委員会（教育委員会所管）
○「学校におけるいじめ防止基本方針」に定める内容の点検及び見直しを行います。
○重大事態発生時、校内対策委員会と連携して調査を行います。
- ②八潮の子どもをいじめから守る委員会（市長部局所管）
○重大事態が発生し、八潮市いじめ対策委員会での調査に対し、再調査が必要と判断された時に再調査を実施します。

相談機関(あなたの声が必要です。相談してください。)

通学している
学校名・電話番号を
書いてください。

八潮市	○八潮市立（ ）小学校	電 話（ ）
	○八潮市立（ ）中学校	電 話（ ）
	○八潮市教育委員会小中一貫教育指導課	電 話 048-996-4374（直通）
	○八潮市教育相談所	電 話 048-995-0077
埼玉県	○よい子の電話教育相談 埼玉県総合教育センター	電 話 0120-86-3192 Eメール相談 soudan@spec.ed.jp FAX相談 0120-81-3192 (保護者相談) 電話 048-556-0874 (保護者等用) 電話 048-865-4152
	○埼玉県警少年サポートセンター	(保護者等用) 電話 048-865-4152
	○埼玉県警ヤングテレフォンコーナー	電 話 048-861-1152
	○子どもスマイルネット	電 話 048-822-7007
	○埼玉いのちの電話	相 談 電 話 048-645-4343 フリーダイヤル 0120-783-556
	○さいたまチャイルドライン	(18歳以下) 電話 0120-99-7777
	○埼玉県こころの電話	電 話 048-723-1447
	○ネットいじめ・ネットトラブルなどの通報窓口	メールアドレス netpat-saitama@true.ocn.ne.jp ※このアドレスは通報窓口のため、基本的にいただいたメールへの返信はいたしません。通報いただいた情報を学校に提供します。情報提供を受けた学校は送信者が分からないように調査、対応します。
	○法務省こども人権110番	電 話 0120-007-110
	○子どものこころの健康相談	電 話 048-925-1551
	○草加警察署	電 話 048-943-0110（代表）
その他	○家 族（ ）	電 話（ ）
	○家 族（ ）	電 話（ ）
	○友 達（ ）	電 話（ ）

自分の家族や友達の電話番号を
書いてください。